# 第７回委員会での意見等への回答

資料①―１

## ○総合戦略　第４章重点目標１まで

| NO. | 意見・提案概要 | 判定 | 資料 | 回答・計画案への反映など |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 実際に市内で働いている人の性別比率や職種等をベースとして施策を考えていく必要がある。そのデータはないか。 | 【A】<br>反映する | 資料①-2 | ご意見のとおり、限られた資源を市の事業へ投入するうえで、職種等に沿う形で行うことは重要であるため、第２章宍粟市の現状において市内従業者数の推移を「産業別従業者数」と具体的なグラフへ変更します。<br>また、産業別従業者に占める女性の割合のグラフを追加します。 |
| 2 | 第３章の重点目標１の名称が、後続の章と異なっている。 | 【A】<br>反映する | 資料①-3 | 正しい名称は後続の章であるため、第３章の重点目標１の名称を修正します。 |
| 3 | ロジックモデルの説明を補足してほしい。 | 【A】<br>反映する | 資料①-4 | ご意見を受けまして、21ページにロジックモデルを図示するとともに、文章を一部見直しました。また、後ほど委員長から参考資料１を用いてご説明いただきます。 |
| 4 | １人当たり市民所得をインパクト指標にするほうがよいのではないか。 | 【C】<br>その他 | | 1人当たり市民所得は、アウトプットである産業振興策や雇用対策などの成果が企業所得や雇用者報酬として現れるため、アウトカム指標として適していると考えております。一方、市内総生産は地域経済全体の規模・活力を表す集約的な指標であり、複数の施策の総合的な成果として現れることから、インパクト指標として適していると認識しております。<br>また、兵庫県市町民経済計算における1人当たり市民所得は名目値であり、物価高騰等の影響を除くことができません。そのため、インパクト指標としては市内総生産の実質値を用いることで、物価高騰の影響を除いた形で戦略の目的の１つである地域経済活性化の状態を測ることが可能であると考えております。 |
| 5 | 可能であれば、目標値に産業別生産額を積み上げたものを記載する等できないか。 | 【C】<br>その他 | | 兵庫県市町民経済計算では市町内総生産の産業別のデータがありますが、市町内総生産（名目）となっており、物価の影響を受ける数値であることから、経済の本当の大きさや成長より正しく測るために市内総生産（実質）を設定しております。 |
| 6 | 重点目標１では商工業と農林業の割合が市内の従業者の割合と比較して、建付けの問題だと思うが、農林業に注力しすぎているようにみえる。 | 【A】<br>反映する | 資料①-5-1<br>資料①-5-2<br>資料①-6-1<br>資料①-6-2 | ご意見のとおり、農林業と比較して、商工業の分野が少ないように思われることから事業等を追記しました。また、基本的な方向２の「農林業の持続的発展と担い手育成」を「農林業の担い手育成と基盤維持」に変更したうえで、具体的施策の「⑵新規就農の促進と農業経営の強化」「⑶農業生産基盤の維持・再生」を「⑵新規就農の促進と農業基盤の維持」として１つにまとめ、基本的な方向２と基本的な方向１で具体的施策の数を揃えました。<br><br>追加<br>「イノベーション拠点開設支援事業」・・・市内の空き家、空き店舗等の利用されていない施設を活用し、次世代成長産業を中心に、革新的なアイデアと高度技術を活用する事業所を開設する事業者を支援する事業<br>「セーフティネット保証制度」・・・経営の安定に支障が生じた中小企業を対象とした保証制度<br>「産業振興資金融資制度・利子補給制度」・・・市内中小企業の経営を支援する融資制度及びその利子の一部を補給する制度<br>「わくわ～く企業図鑑」・・・市内の企業を紹介するウェブサイト |
| 7 | 林業以外の強みとなる産業について具体的なイメージがあれば示してほしい。 | 【C】<br>その他 | | 現時点で林業に匹敵する突出した産業はありませんが、林業以外にも農業（2.7）、金融・保険業（1.6）、不動産業（1.5）など、県平均を上回る分野が見られます。<br>本市では森林資源を林業だけに使用するのではなく、観光、再生可能エネルギー、森林セラピー、木育等の分野で活用することで、林業以外の強みとなる産業の育成を進めていきます。 |
| 8 | 「中小企業奨学金返済支援事業」について教えてほしい。 | 【C】<br>その他 | | 従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている市内の中小企業に対して、その経費の一部を負担する事業であり、中小企業の人材確保や定着を目的としています。アプトプット指標としてはその利用者数を設定しています。 |

| NO. | 意見・提案概要 | 判定 | 資料 | 回答・計画案への反映など |
|---|---|---|---|---|
| 9 | 農地利用面積の数値目標について、目標数値が減少となっている。再考できないか。 | 【A】<br>反映する | 資料①-6-1 | ご意見を受けまして、人口減少により、一定の農地利用面積が減少することは避けられませんが、その減少率を抑えていくという前向きな視点で目標を再設定します。なお、目標値については、平成27年～令和２年の５年間の平均は年間で2.0%、令和２年～令和７年では平均1.0%ずつ減少しており、その平均減少率をより抑えていくことを目標とします。<br>なお、総合計画においても同様の目標が記載されていたため、そちらも変更します。 |
| 10 | 森林整備ベース基地（仮称）整備事業については戦略に記載しなくてもよいのではないか。 | 【C】<br>その他 | | 本市では、森林環境譲与税の創設趣旨である森林経営管理法の施行に伴い、宍粟市版新たな森林管理システムを構築し、市が森林所有者に意向調査を行い、管理が難しいと回答される森林については市が経営管理の委託を受け、所有者にかわり森林整備を実施しております。このうち林業経営に適した森林は市内の民間林業事業体に再委託して意欲的な経営を促す一方、経営に適さない森林については、市が主体となって確実な保全・整備を実施する体制構築が急務となっています。<br>今後、意向調査の進展に伴い集積される対象森林や事業量が大幅に増加することを見据え、本システムの実効性を担保するためには、施業を担う人材や技術の集約・育成・管理を行う人的・物理的拠点が不可欠です。<br>森林整備ベース基地（仮称）は、民間林業事業体の育成支援に加え、経営非適地等の保全を担う多様な人材・組織の集積拠点として、本システムを推進する要となる施設です。<br>本基地は、本システムの着実な履行を通じた林業担い手の確保および宍粟材の利用促進に欠かせない施策であることから、「具体的施策(1)林業の担い手確保と宍粟材の利活用」の主な事業として位置付けております。 |
| 11 | 「働く」「暮らす」「選ばれる」の３つは密接に関係していると思う。個別の議論だけでなく、最後に全体をまとめて議論することも必要ではないか。 | 【B】<br>参考にする | | ご意見のとおり、３つの要素が相互に作用しあうことで「人口減少抑制・地域経済の活性化」につながっていくと認識しております。毎年の評価の段階ではアウトプット指標で活動量を測りつつ、最終的にはアウトカム及びインパクト指標の数値を測定し、社会情勢など外部要因の分析を行ったうえで、委員会において議論いただければと考えております。 |
| 12 | 市内総生産の産業別の分析はできているか。 | 【C】<br>その他 | | 市内総生産の産業別につきましては、第７回委員会でお配りしております右上に「参考資料」と記載された資料の５ページ目をご確認ください。なお、名目値ですので、インパクト指標には使用できないと考えております。 |
| 13 | 宍粟市は都市部の住民と比べ、温厚な方が多く居住されていると思う。その市民の特性を活かして、人口減少対策及び地元企業の雇用確保を勘案したうえで、外国籍の方々と共生できるまちづくりをめざしてはどうか。 | 【B】<br>参考にする | | ご意見のとおり、人口減少対策及び地元企業の雇用確保は重要であり、外国籍の方を含め、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざしてまいります。 |
| 14 | 重点目標３　選ばれる～若者や女性に選ばれ、世代を超えて誇れるふるさとをつくる～について、選ばれる対象を、若者・女性に限定しているとも考えられる表現であるので、あらゆる世代の方の移住・定住を受け入れ、安心・安全で世代を超えて誇れるまちづくりをめざす等の表現にできないか。 | 【B】<br>参考にする | | ご意見につきましては、第８回委員会の協議を踏まえたうえで、検討させていただきます。 |

このほか、総合戦略に記載しております国の総合戦略を最新のものに修正しましたので、資料①－７－１～３としてお配りしております。

資料①―２

# ２．従業・雇用など経済の現状

総合戦略の策定にあたり、本市の従業・雇用など、経済の現状を把握するため、国勢調査及び兵庫県市町民経済計算統計表を基に分析を行いました。

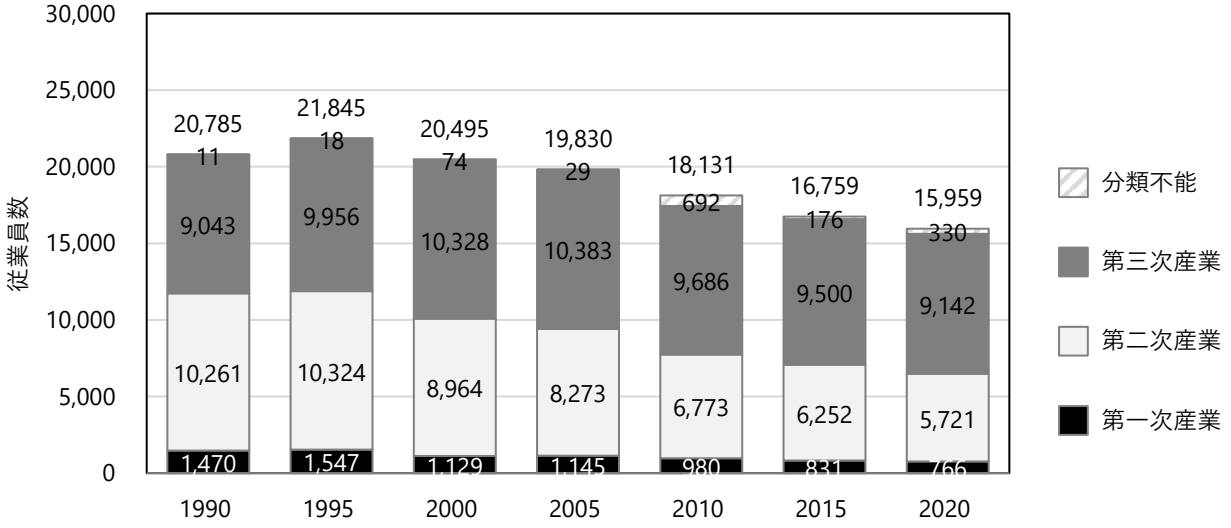
## （１）従業者数の推移

市内で働く従業者の総数は 1995 年の 21,845 人をピークに減少に転じ、2005 年には 20,000 人を下回り、2020 年は 15,959 人となっています。

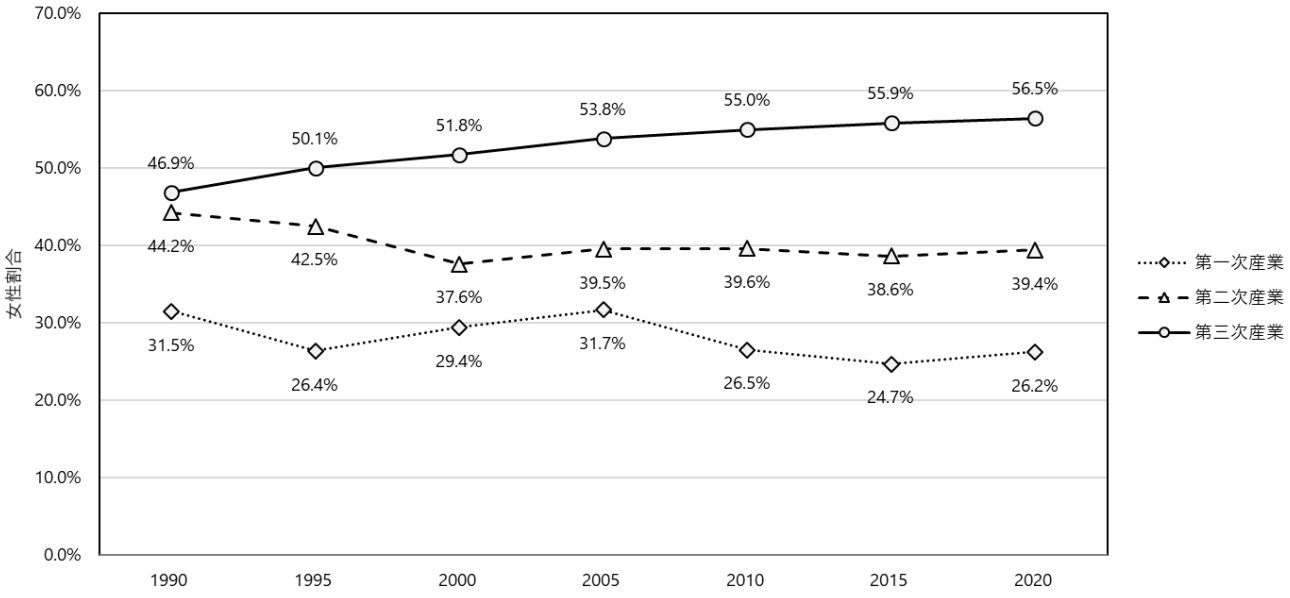
産業別にみると、第三次産業の従業者数は概ね 9,000 人台で推移している一方、第一次産業及び第二次産業の従業者数は 1990 年と比べて半減しています。

産業別従業者に占める女性の割合をみると、第三次産業では 9.6 ポイント増加している一方、第一次産業では 5.3 ポイント、第二次産業では 4.8 ポイント、それぞれ減少しています。

**産業別従業者数**




**産業別従業者に占める女性の割合**




出典：総務省「国勢調査」

資料①―３

# 第３章　計画の体系

## １．３つの重点目標

本市ではこれまで、人口減少の抑制と地域活性化に向けて、第２次総合戦略において「住む」「働く」「産み育てる」「まちの魅力」の４つの重点戦略を設定し、施策を推進してきました。

第３次総合戦略では、本市の課題や第２次総合戦略の実績、国の「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」が示す政策目標および施策の基本的な方向を踏まえつつ、限られた資源を効果の高い分野へ重点的に投下するため、国の総合戦略が掲げる３つの政策目標「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」に沿って、本市の重点戦略を「働く」「暮らす」「選ばれる」の３つの重点目標として再編します。

### 重点目標１　働く～地域資源を活かして仕事と雇用をつくる～

第２次総合戦略の重点戦略「働く」では、就業率の現状維持を数値目標に掲げました。2020 年の国勢調査では 57.8%となり、2015 年の国勢調査の 56.9%と比較して現状を維持できたものの、依然として１人当たり市民所得は県平均を下回っており、地場産業の育成や多様な雇用の創出が課題となっています。これらの課題を踏まえ、第３次総合戦略では、地域資源を活かした産業振興と付加価値額の向上をより明確に測るため、最終的な数値目標として「市内総生産」を設定します。

### 重点目標２　暮らす～子どもから高齢者まで安全安心のくらしをつくる～

第２次総合戦略の重点戦略「産み育てる」では出生数の維持を数値目標に掲げ、あわせて「住む」で生活環境の整備による転出の抑制に取り組んできました。しかしながら、2025 年の出生数は 107 人、2025 年の転出超過数は 316 人にとどまるなど、目標値には届いていません。これらは子育て支援と生活環境が一体で関わる課題であり、市民の生活実感が総合的に問われることから、第３次総合戦略では、両戦略を統合します。子育て支援と生活環境の充実を一体的に進め、子どもから高齢者まで誰もが安全安心に暮らせるまちを実現することで、市民一人ひとりの生活満足度の向上をめざします。こうした満足度の高まりは、市民の定住意向を高め、副次的に転出の抑制にもつながることが期待されます。この成果を包括的に測る最終的な数値目標として、「宍粟市は住みよいまちだと思う人の割合」を設定します。

### 重点目標３　選ばれる～若者や女性に選ばれ、世代を超えて誇れるふるさとをつくる～

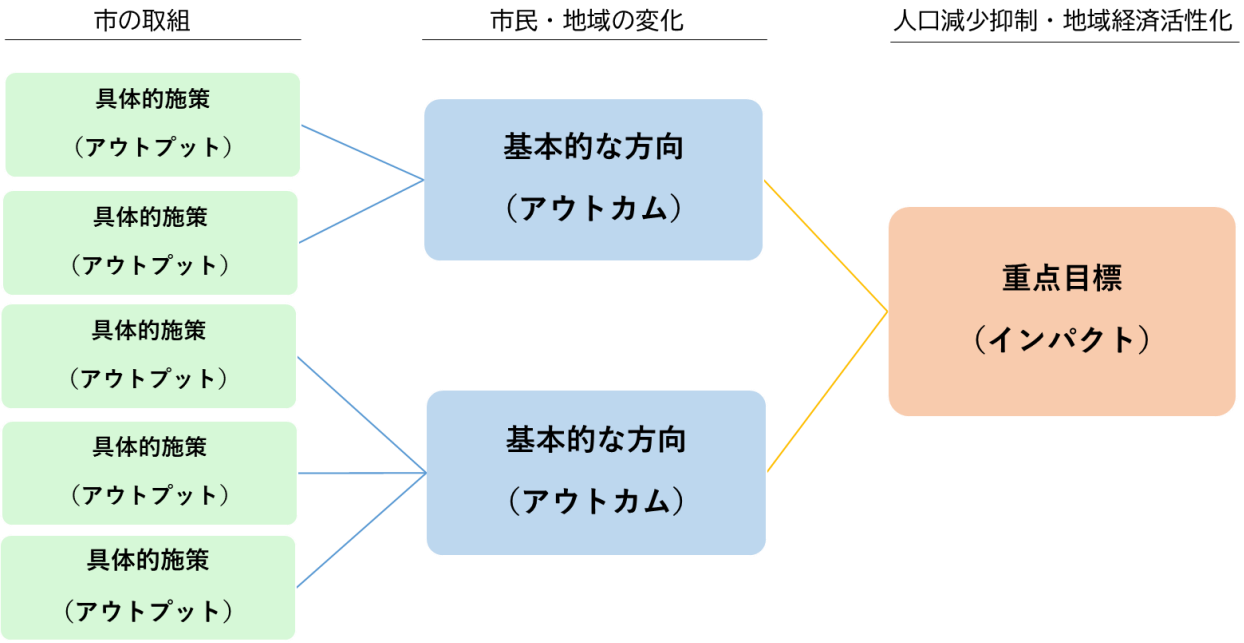
第２次総合戦略の重点戦略「まちの魅力」では、観光入込客数を数値目標に掲げ、観光振興や地域資源を活かした魅力発信に取り組んできました。しかしながら、観光入込客数は 2025 年で 88 万人にとどまり、目標値の 116.5 万人を下回るなど、集客力に課題が残りました。また、こうした来訪の多くが一時的なものにとどまり、本市と継続的に関わる関係人口の創出や、移住・定住には十分に結びついていません。この課題を踏まえ、これまで培ってきた観光資源や森林資源などの魅力にさらに磨きをかけ、関係人口の創出等に取り組むとともに、移住・定住の促進や地域への誇りを育むブランド形成を一体的に進めることで、市外からの転入の増加をめざします。「暮らす」で高めた生活満足度の副次的な効果である転出の抑制と、「選ばれる」でめざす転入の増加は、いずれも社会動態の改善という共通の成果に集約されることから、その両面を測るため、最終的な数値目標として「転出超過数」を設定します。

資料①―4

## 2．ロジックモデルの採用

第３次総合戦略では、実効性を高めるため、目標と各施策の因果関係を整理する手法としてロジックモデルを採用します。具体的には、まず個々の事業を「具体的施策（アウトプット）」として整理します。次に、これらの施策によってめざす市民・地域の変化を「基本的な方向（アウトカム）」として位置づけます。そして、その積み重ねによって「重点目標（インパクト）」の達成をめざし、最終的な目標人口の実現へとつなげていきます。

ただし、ロジックモデルは複雑な因果関係を直線的に単純化して示すものであり、一つの事業が他の具体的施策にも効果を及ぼす場合も考えられます。そのため、ロジックモデルによって重点目標の達成をめざすとともに、最終的には「働く」「暮らす」「選ばれる」という３つの要素が相互に作用し合い、好循環を生み出すことによって、「人口減少の抑制・地域経済活性化」につなげていくことをめざします。なお、複数の成果に関係すると思われる事業については、策定後の評価においてその他の関連事業として整理することとします。



資料①―５―１

# 第４章　重点目標ごとの基本的な方向と具体的施策

## 重点目標１　働く～地域資源を活かして仕事と雇用をつくる～

| インパクト指標 | 現状値（2025） | 目標値（2031） |
|---|---|---|
| 市内総生産 | １，１７４億円（2023） | １，２００億円（2028） |

### 基本的な方向１　商工業の振興と多様な働き方の支援

既存事業者の経営安定と新たな挑戦を後押しし、市内に多様な就労機会を創出するほか、働く意欲のある人と仕事をつなぐ仕組みを整え、人材力を地域全体で底上げします。

| アウトカム指標 | 現状値（2025） | 目標値（2031） |
|---|---|---|
| １人当たり市民所得 | 県平均比８３％（2023） | 県平均比８６．５％（2028） |
| 市内従業者数（第二次・第三次産業） | １４，８６３人（2020） | 現状値を維持 |

### ●具体的施策

#### ⑴事業者の経営基盤強化と新規参入の促進

商工業者の振興、企業誘致、起業等を一体的に支援し、地域経済の裾野を広げます。

| 関連する主な事業 | アウトプット指標 | 現状値（2025） | 目標値（2031） |
|---|---|---|---|
| ① | 奨学金返済負担軽減制度の年間利用者数 | １０人 | １６人 |
| ②③ | 市内の工場等の年間認定数 | １件 | 現状値を維持 |
| ④ | 起業家に対する年間助成数 | ６件 | 現状値を維持 |
| ⑤ | 産業振興資金融資の年間件数 | ３１件 | 現状値を維持 |
| ⑥ | 産業振興資金利子補給の年間申請者数 | １４７件 | 現状値を維持 |
| ⑦ | セーフティネット保証制度 | 業績悪化企業が対象のため目標値設定無 | |

■主な事業

①中小企業奨学金返済支援事業

②産業立地促進事業

③イノベーション拠点開設支援事業

④起業家支援事業（まちなか創業支援事業）

⑤産業振興資金融資制度

⑥産業振興資金利子補給制度

⑦セーフティネット保証制度

| ■工程表 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 主な事業 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 |
| ①中小企業奨学金返済支援事業 | 補助金の継続 | | | | |
| ②産業立地促進事業 | 助成制度の周知 | | | | |
| ③イノベーション拠点開設支援事業 | 助成制度の周知 | | | | |
| ④起業家支援事業 | 助成制度の周知 | | | | |
| ⑤産業振興資金融資制度 | 保証制度の周知 | | | | |
| ⑥産業振興資金利子補給制度 | 保証制度の周知 | | | | |
| ⑦セーフティネット保証制度 | 保証制度の周知 | | | | |

## ⑵就労支援と人材力の向上

求職者・就労者双方の能力開発と就労マッチングを推進し、人材の定着と地域産業への呼び込みを図ります。

| 関連する主な事業 | アウトプット指標 | 現状値（2025） | 目標値（2031） |
|---|---|---|---|
| ① | JUMP UP SHISO の参加者数 | １４６人 | １７０人 |
| ② | 従業員の資格取得に対する企業への支援 | ０人 | ５人 |
| ③④ | 総合的な仕事の相談窓口「宍粟わくわ～くステーション」を通じた年間就業者数 | ２０１人 | ２６０人 |

■主な事業

①人財力フル活用プラットフォーム推進会議事業
②職業能力開発促進補助事業
③総合的な仕事の相談窓口「宍粟わくわ～くステーション」運営事業
④わくわ～く企業図鑑の充実（ウェブ版）

| ■工程表 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 主な事業 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 |
| ①人財力フル活用プラットフォーム推進会議事業 | 産地ブランド化の推進 | | | | |
| ②職業能力開発促進補助事業 | 補助金の継続 | | | | |
| ③総合的な仕事の相談窓口「宍粟わくわ～くステーション」運営事業 | 相談窓口の周知 | | | | |
| ④わくわ～く企業図鑑の充実（ウェブ版） | ウェブサイトの周知 | | | | |

資料①―６―１

# 基本的な方向２　農林業の担い手育成と基盤維持

本市の農林業を次世代へ確実に引き継ぐため、担い手の確保・育成と、生産基盤の維持整備を進めます。

| アウトカム指標 | 現状値（2025） | 目標値（2031） |
|---|---|---|
| 人工林整備率（間伐事業） | ４４．５７％ | ５５％ |
| 農地利用面積年間減少率 | ０．９１％ | 現状値を維持 |

## ●具体的施策

### ⑴林業の担い手確保と宍粟材の利活用

川上から川下まで見据えた林業振興により、宍粟材が積極的に利用される仕組みと高付加価値化に取り組みます。

| 関連する主な事業 | アウトプット指標 | 現状値（2025） | 目標値（2031） |
|---|---|---|---|
| ①②③ | 林業事業体の新規雇用者数【累計】 | １人 | ５人 |
| ④ | 宍粟材利用拡大支援事業の補助件数【累計】 | １件 | ５件 |
| ⑤ | 森林大学校の学生数 | １３人 | ３０人 |

■主な事業

①新規事業体育成支援事業
②林業担い手育成対策事業
③森林整備ベース基地（仮称）整備事業【新規】
④宍粟材利用拡大支援事業
⑤兵庫県立森林大学校学生サポート事業

■工程表

| 主な事業 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①新規事業体育成支援事業 | 補助制度の周知を促進 | | | | |
| ②林業担い手育成対策事業 | | | | | |
| ③森林整備ベース基地（仮称）整備事業 | 制度設計・基盤構築 | | 事業実施 | | |
| ④宍粟材利用拡大支援事業 | 補助制度の周知を促進 | | | | |
| ⑤兵庫県立森林大学校学生サポート事業 | シェアハウスの紹介、下宿費補助制度の周知による支援 | | | | |

資料①―６―２

## ⑵新規就農の促進と農業基盤の維持

新たな就農者の呼び込みや機械・施設導入を支援するほか、農地等の保全補修や耕作放棄地の再生を支援することで、農業基盤の維持につとめます。

| 関連する主な事業 | アウトプット指標 | 現状値（2025） | 目標値（2031） |
|---|---|---|---|
| ① | 認定新規就農者数【累計】 | ２１人 | ３４人 |
| ② | 特定地域づくり事業協同組合のワーカー数 | ― | ６人 |
| ③ | 農業機械等導入の補助件数【累計】 | ２１件 | ３９件 |
| ④ | 多面的機能を維持するために活動する組織数 | ６６組織 | ７２組織 |
| ⑤ | 単独土地改良事業の年間実施件数 | １７件 | １０件以上 |
| ⑥ | 農業水利施設ストックマネジメント事業実施箇所数 | ― | １箇所 |
| ⑦ | 農地再生応援事業の年間補助件数 | １件 | 現状値を維持 |
| ⑧ | シカ罠捕獲頭数（年間） | ２４９頭 | ６００頭 |

■主な事業

①新規就農促進補助事業
②農業人材育成地域連携事業【新規】
③農業機械等導入補助事業（スマート農業機械等の導入支援）
④多面的機能支払交付金事業
⑤単独土地改良事業
⑥農業水利施設ストックマネジメント事業
⑦農地再生応援事業
⑧有害鳥獣捕獲事業

■工程表

| 主な事業 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①新規就農促進補助事業 | 就農 PR 活動及び就農相談 | | | | |
| ②農業人材育成地域連携事業 | ワーカーの確保及び組合運営を開始 | 組合運営及び組合員、ワーカー確保に向けた活動 | | | ワーカー６名の確保 |
| ③農業機械等導入補助事業（スマート農業機械等の導入支援） | 機械導入の促進 | | 機械導入の促進及び補助要綱の継続を審議 | 事業実施の検討 | |
| ④多面的機能支払交付金事業 | 事業への取組及び継続の促進 | | | | |
| ⑤単独土地改良事業 | 事業の利用促進 | | | | |
| ⑥農業水利施設ストックマネジメント事業 | 機能保全計画策定 | 採択申請及び県協 | 実施設計 | 工事（Ⅰ期） | 工事（Ⅱ期） |

資料①―７―１

# 第１章　総合戦略の策定にあたって

## １．第３次宍粟市地域創生総合戦略策定の趣旨

我が国の総人口は 2008 年をピークに減少局面へ転じ、出生数の減少も続くなど、少子高齢化は深刻さを増しています。こうした状況を受け、国は 2014 年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に向けた取組を進めてきました。

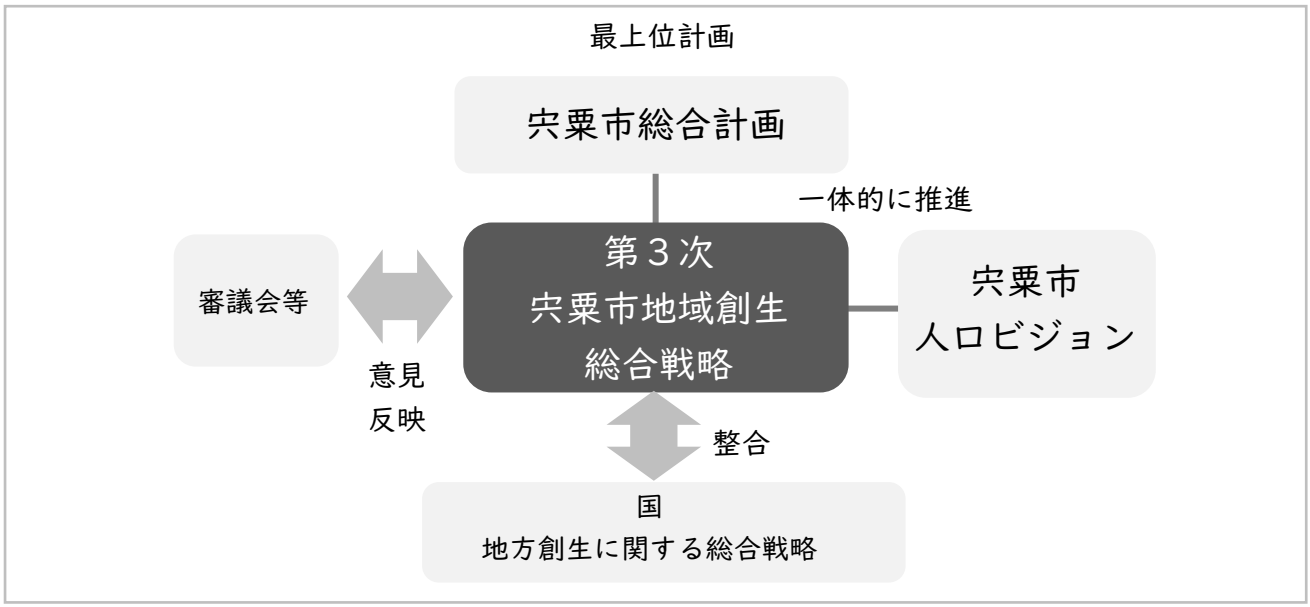
国は、2025 年６月に「地方創生 2.0 基本構想」を閣議決定し、同年 12 月にはこれを踏まえた「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を閣議決定しました。さらに、2026 年７月には、この総合戦略を変更する形で「地域未来戦略」を閣議決定し、人口減少の克服と地域経済の活性化に向けた施策を一層強化することとしています。

本市ではこれまで、「第１次総合戦略（2016 年度～2021 年度）」および「第２次総合戦略（2022 年度～2026 年度）」に取り組んできました。これまでの取組と国の方針を踏まえ、急速に進む人口減少・少子高齢化に対応し、地域経済の活性化を図るため、「第３次宍粟市地域創生総合戦略」（以下、「第３次総合戦略」）を策定します。

## ２．戦略の位置付けと期間

### （１）位置付け

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づき、国・県の総合戦略を勘案して策定するものです。第３次総合戦略は人口減少抑制・地域活性化を目的とし、「宍粟市人口ビジョン」で設定する目標人口の中期目標「2040 年時点 25,200 人」、長期目標「2060 年時点 21,000 人」の実現に向けて、「第３次宍粟市総合計画」等と一体的に施策を推進するものとします。



【まち・ひと・しごと創生法第 10 条第１項】
市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## （２）対象期間

第３次総合戦略の対象期間は、2027 年度から 2031 年度までの５年間とします。

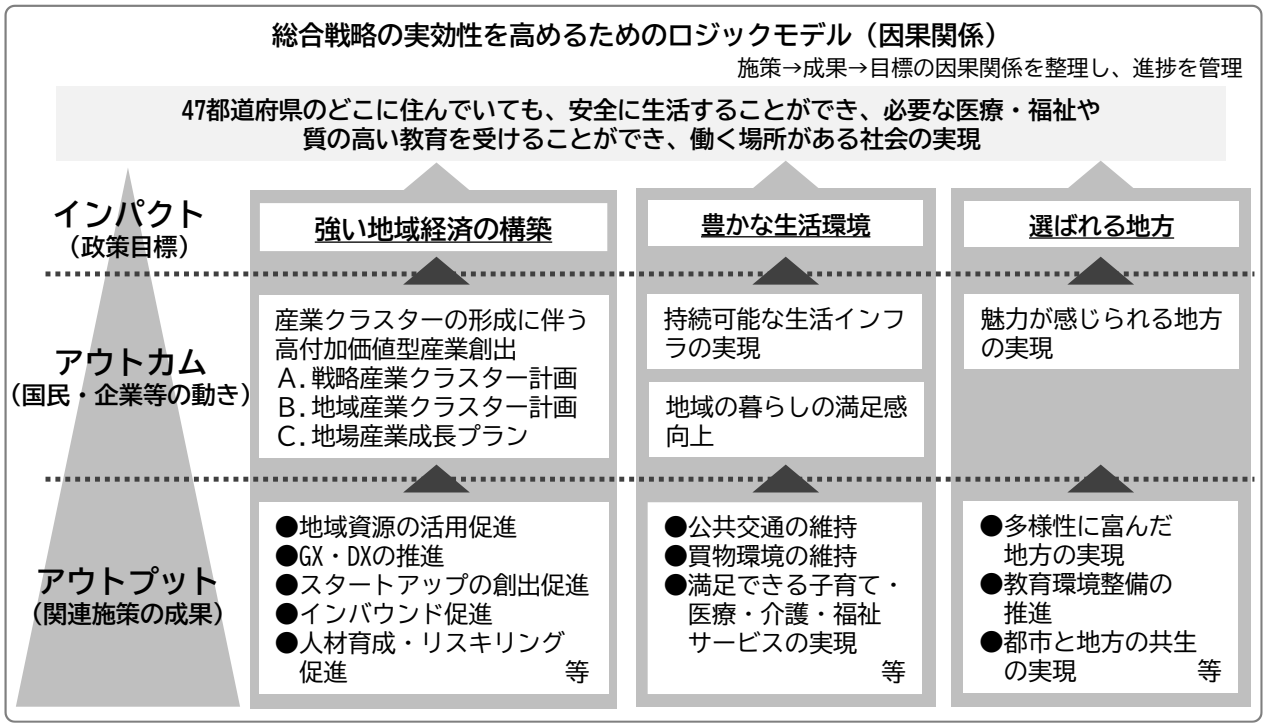
| 令和４年度～令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022～2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 |
| 第２次宍粟市<br>地域創生総合戦略 | 第３次宍粟市<br>地域創生総合戦略 | | | | |

# 3.「地方創生に関する総合戦略」の概要

## － 地域未来戦略 －

計画期間：2026年度～2030年度

まち・ひと・しごと創生に関する目標・施策の基本的方向と、政府が取り組む施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項を定める計画で、これまでの地方創生で進めてきた取組も含めた全体戦略として、令和８年７月に閣議決定された。



【参考】地域未来戦略　３つの類型の計画

**A.戦略産業クラスター計画**
世界をリードする産業が地域に定着することで、地域経済の活性化にとどまらず、我が国経済全体の成長に貢献することをめざす。

主な施策例
産業クラスターを構成する企業の設備投資促進/成長資金への対応/関連するインフラ及び拠点整備/規制･制度改革/産業人材育成

策定プロセス
都道府県が候補プロジェクト案件を国に提案
国が提案を受け付け計画を策定

**B.地域産業クラスター計画**
重点的に育成すべき産業分野を特定し投資を促進する。各種取組を都道府県等が行うことで、地域全体としての産業競争力の底上げを行う。

主な施策例
産業クラスターを構成する個別企業の支援/成長資金への対応/産業クラスター全体での競争優位性を強化する環境整備支援/規制･制度改革/産業人材育成

策定プロセス
都道府県等が力を入れる産業領域を特定し、計画を策定
政令指定都市独自作成・複数都道府県での共同作成も可

**C.地場産業成長プラン**
地域資源を活用し、付加価値の創出や域外・海外需要の獲得を図ることで、面的に地域経済を支える数多くの地場産業の更なる成長をめざす。

主な施策例
事業の状況に応じた事業主体へのきめ細かな支援/成長資金への対応/環境整備支援/規制･制度改革/産業人材育成

策定プロセス
市町村又は都道府県が、地域の産業について、付加価値向上や販路拡大をめざすプランを策定

# ４．戦略の推進体制

## （１）国や県、近隣自治体との連携推進

本市のみでは対応できない課題等においては、必要に応じて、国、県の地域連携施策を活用しつつ、近隣自治体をはじめとする地域間の広域連携を積極的に進めます。

## （２）進捗管理

第３次総合戦略は、市民、地域、団体、企業、行政等、市全体で共有し、協働して推進する計画であるため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の各過程においても、市全体が関わる体制を構築し、実効性を確保していきます。

**計画の策定・推進体制**

